

患者様へのご案内

奈良県医療福祉生活協同組合 みみなし診療所

【長期処方・リフィル処方せんについて】

みみなし診療所では、患者さんの状態に応じ 28 日以上 of 長期の処方を行うことリフィル処方せんを発行することいずれの対応も可能です。

※上記の対応が可能かは病状に応じて担当医師が判断いたします。

【当診療所で取得している施設基準、加算に係る掲示】

当診療所で取得している施設基準や、必要に応じて算定する加算のご案内です。

<「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について>

当診療所では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望されない場合は事前に受付へお伝えください。

<医療情報取得加算に関する掲示>

当診療所は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。

<医療 DX 推進体制整備加算について>

当診療所では以下の通り医療 DX 推進の体制を整備し活用しております。

オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用し、診療を実施しています。

医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

電子カルテ情報共有サービスの活用できる体制、電子処方箋の発行については導入を検討しています。

<一般名処方加算について>

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いており、当診療所ではジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進を図り、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当診療所では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方※」を行う場合があります。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

※「一般名処方」とは、薬の有効成分を薬名として処方することです。これにより、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、必要な医薬品を提供しやすくなります。

以上